

屋台との共生のあり方研究会資料 (第1回)

日時：平成23年9月16日（金）10：00～

場所：福岡市役所15階 講堂

説明内容

- I 本研究会について
- II 福岡における屋台の現状
- III 屋台の歴史
- IV 現在の屋台ルールの概要
- V これまでの取組みの検証(考え方)
- VI 今後の進め方について

I 本研究会について

1. 研究会設置の主旨

設置の目的

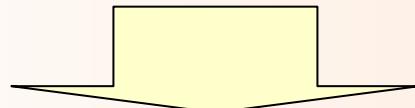
- 福岡市における屋台の意義や効果、課題等について、様々な見地から多面的な検証
- 市民の方々、多くの方々と屋台について共に考える
- これから屋台が福岡のまちと共生するためのあり方について検討

議論の公開

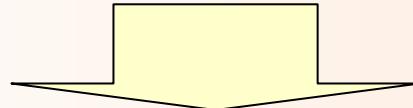
- 研究会の議論や検討の過程は広く公開し、また、情報提供を行い、共に考える機運を醸成

2. 「共生」とは

- 福岡市の屋台の特徴の1つは、屋台が道路や公園などの公共空間にあること

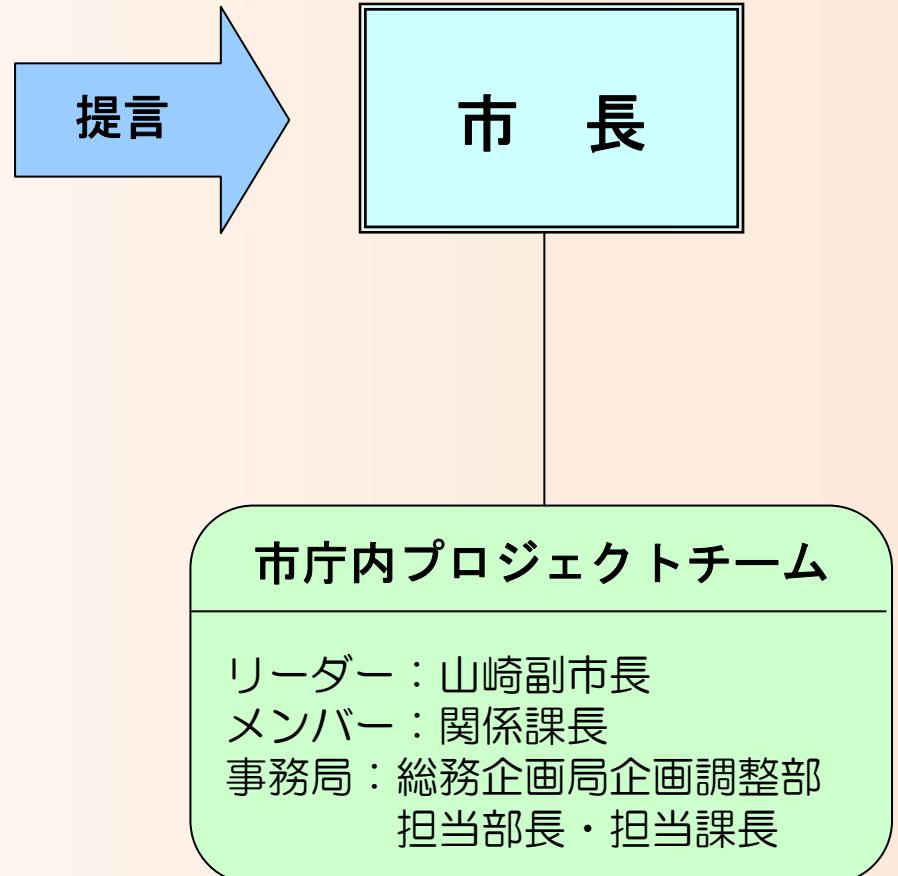
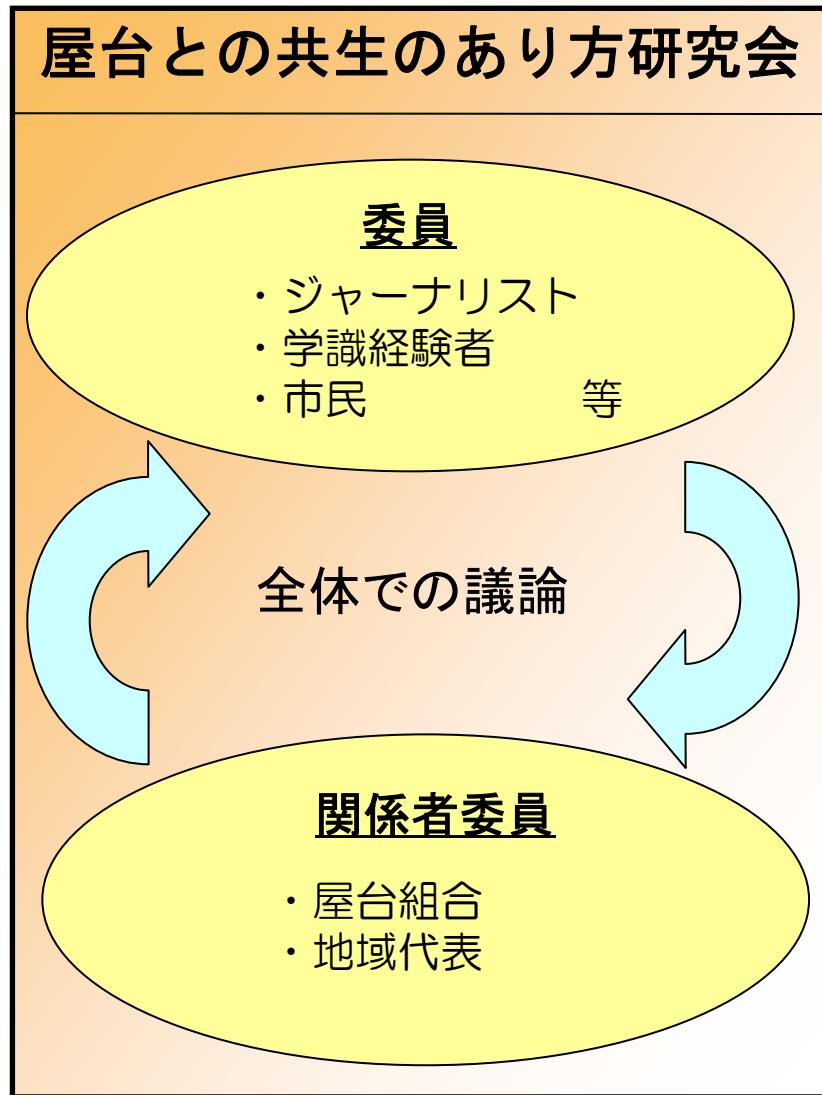


- そのため、屋台が福岡のまちと「共生（共に生きる）」していくためには、屋台が、住民の理解を得て、住民に愛される存在となる必要



- 屋台が福岡のまちと「共生」していくために、必要な条件やそのあり方を検討

3. 研究会の構成



※適宜関係機関と調整

4. 今後のスケジュール(案)

平成23年9月 研究会の設置

平成23年9月
～平成24年2月 研究会による検討(5～6回開催)

平成24年3月 提言のとりまとめ
市長への報告

【年内の開催予定】

第2回 11／4 (金) 10:00～12:00

第3回 11／18(金) 9:00～11:00

第4回 12／22(木) 13:00～15:00

II 福岡における屋台の現状

1. 屋台とは

「屋台店」

- ① 路傍や空き地などに屋根のある台を設け、やきとり、おでんなど、簡単な飲食物を供する大衆的な店。
- ② 屋根つきの車で、移動しながら簡単な飲食物を商う店。

(三省堂「大辞林」より)



(写真:福岡市HPより)

⇒福岡でのいわゆる「屋台」は①

2. 福岡における屋台の特徴

- 市内に150軒を超える屋台があること
 - 街の中の公共空間に屋台があること
 - 公共の場所を利用する許可を得ており、定置されていること
- など



(写真:福岡市HPより)

3. 屋台のイメージ

- ◇ 福岡らしさ、都市の個性
- ◇ 観光資源



- ◇ 街のにぎわい
- ◇ 防犯効果

(写真:福岡市HPより)

一方で…

◆ 通行の阻害



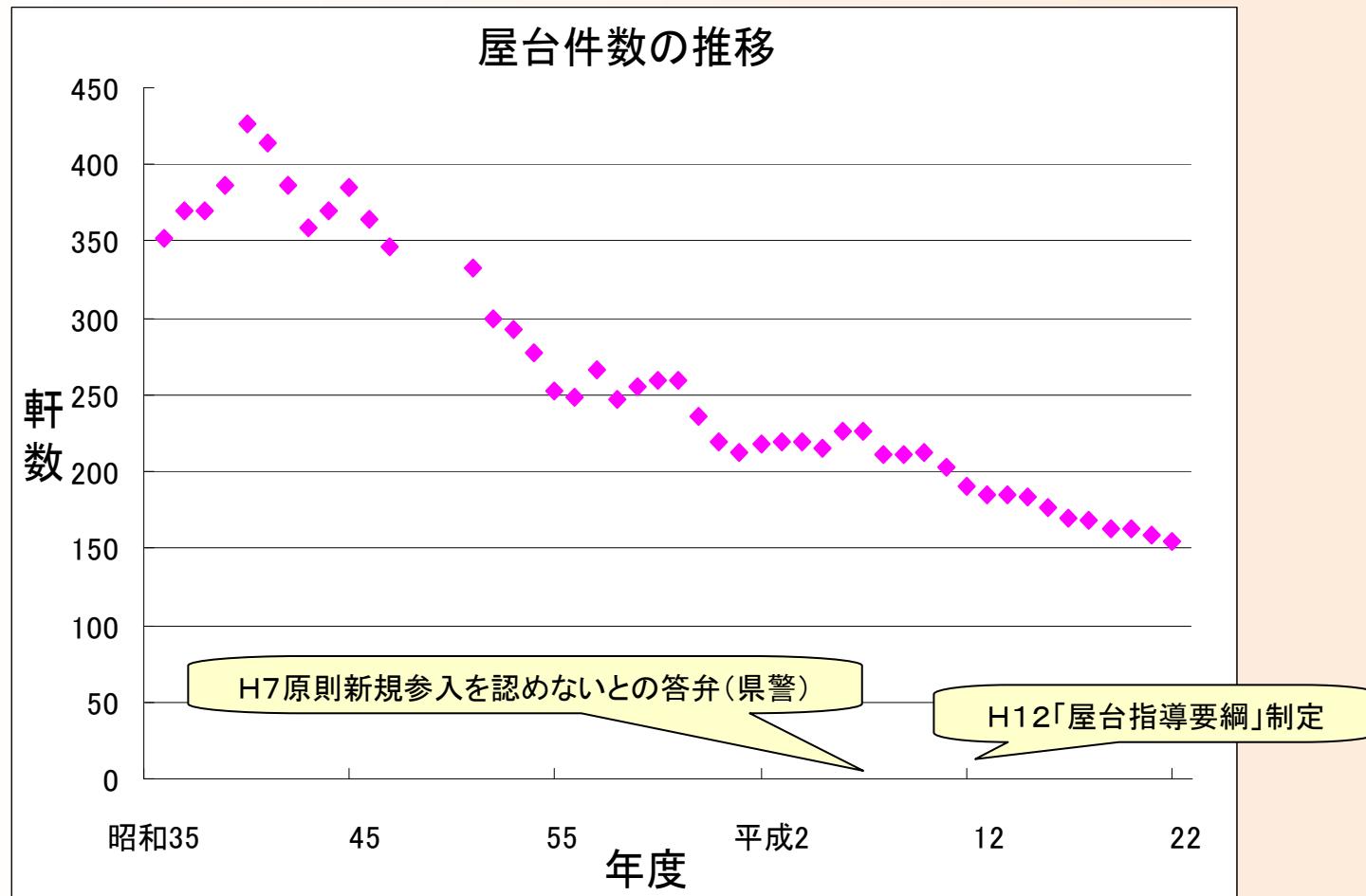
◆ 時間前の準備、規格(大きさ)違反



◆ 道路の汚れや排水の垂れ流し



4. 福岡市内における屋台軒数の推移



※ 食品衛生法に基づく営業許可数 (昭和48~50年は記録がない)

⇒ 現在の営業許可件数は155軒

III 屋台の歴史

1. 屋台の歴史

年号	出来事
終戦後	戦後の混乱の中で発生
昭和25年	移動飲食業組合(屋台組合)が結成
30年	厚生省通達による許可方針明示
31年	営業許可に関する県条例の施行
37年	道路使用許可取扱要綱が決定
63年	覚書を締結した上で、清流公園に屋台を集約化
平成 7年	原則新規参入は認めないとの県警本部長答弁(県議会)
8年	「屋台問題研究会」の設置・検討
10年	市長への答申
12年	福岡市屋台指導要綱の制定・施行
23年	「屋台との共生のあり方研究会」設置

【福岡市に屋台が残ってきた理由として考えられること】

- 昭和25年に結成された屋台組合を中心とした行政との組織的なかかわりの中で、法令上の基本的な条件整備が行われてきたこと(食品衛生法、道路法など)
- 市民の間でも関心が高まり、食文化や風情などの面で独自の商業形態として認知されたこと(平成8年「屋台問題研究会」のアンケートでも7割の市民が「屋台があった方がいい」と回答)

2. 「屋台問題研究会」

○ 概要

平成8年8月～平成10年1月の間、屋台対策に資することを目的として、学識経験者や市民等を構成員とする「屋台問題研究会」を設置。全7回開催。

○ 議論の経緯

- ・ 市民や観光客向けのアンケートを実施し、当時の屋台に関する住民意識などの現状把握
- ・ その上で、様々な立場から議論を行い、屋台の問題点や効用を指摘し、今後必要な施策を提言

○ 平成10年「屋台問題研究会報告書」の考え方

行政上の課題・営業上の問題点

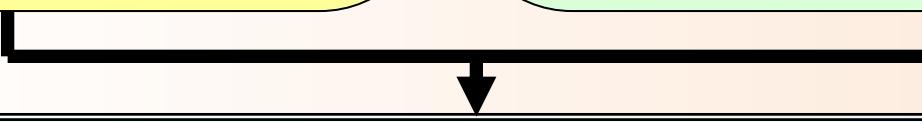
- 道路上で営業しているにもかかわらず法的な位置づけが不明確
- 衛生水準が不十分な部分、地域環境の阻害
- 高額な料金の請求などによる観光客とのトラブル
- 負担の不公平、営業モラルの低下

など

屋台の効用(露店等との違い)

- 福岡らしさや都市の個性としての存在
- 観光資源、にぎわいづくり
- 深夜における犯罪の抑止
- 長年の組合による営業モラルの向上に向けた自主的な活動

など

- 
- ◇ 一代限りの方針が示されており、一定の効用も認められるため、現時点での廃止は困難
 - ◇ 存廃の議論の前に、現時点においては、屋台営業の適正化にまず第一に取り組むことが必要

必要な施策

- 通行や地域環境を阻害している屋台の再配置
- 屋台営業の基本ルールの確立
- 屋台関連設備の改善
- 屋台営業の適正化
- 関係機関等との調整、連携強化等

IV 現在の屋台ルールの概要

1. 屋台ルールの概要

○ 屋台の関係法令(必要な許可)

屋台営業を道路や公園で行うには、法令等に基づき、以下の許可が必要。
現在営業している屋台は、これらの許可を受けている。
(民有地などで行う場合には、道路や公園に関する許可は不要。)

区分	許可の名称	関係法令	許可権者
場所	道路使用許可	道路交通法	所管警察署
	道路占用許可	道路法 (福岡市屋台指導要綱)	所管区役所
	公園内行為許可	福岡市公園条例	所管区役所
営業	営業許可	食品衛生法	所管保健所

※ 道路使用許可、道路占用許可、公園内行為許可については、「原則一代限り」とし、
新規参入や屋台営業による収入により主たる生計を立てている者（原則として屋台営業者の
配偶者又は直系血族の子である相続人に限る）以外への承継は認めていない。
道路占用許可及び公園内行為許可は、この旨が屋台指導要綱に明文化されている。

○ 「福岡市屋台指導要綱」

背景・経緯

- 平成10年に取りまとめられた「屋台問題研究会報告書」において、屋台営業の適正化を図るために、一定のルールが必要との提言
- ⇒それを踏まえて、平成12年に、福岡市独自の「福岡市屋台指導要綱」を策定

基本的な考え方

- 安全で快適な歩行者空間を確保すること
- 公共空間における適正な屋台営業を確保すること
- 関係機関等と一体となった取り組みを図ること

規定の概要

- 道路法に基づく道路占用許可の基準や条件に関する具体的な事項
※ 原則許可の承継を認めないいわゆる「原則一代限り」も明文化
- 福岡市が指導に際して屋台営業者に遵守を求める事項
- 道路、公園等の公共施設の本来の機能を維持するための再配置に関する事項

など

○ ルールの内容(イメージ)

関係法令に基づく許可の基準、条件

- ・公共の場の適正な使用
- ・路幅の確保(路幅2m、視覚障がい者用ブロックから0.6m)
- ・営業時間
- ・「原則一代限り」
- ・食品の取り扱い(生もの禁止など)

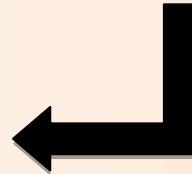
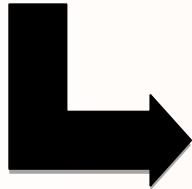
など

その他屋台営業者の遵守事項 (屋台指導要綱に規定)

- ・屋台の構造(容易に移動できるもの)
- ・水道等の環境整備
- ・料金の明示

など

違反行為に対する指導や処分
(許可取消し等)



その他の屋台指導要綱の規定事項

- ・通行や地域環境を阻害している屋台の再配置の手続き
- ・屋台組合の加入や適正な屋台営業に努めること
- ・屋台モニターや優良屋台指定事業の推進

○ 屋台営業者の遵守事項

(福岡市屋台指導要綱別表第1抜粋)

※ 斜体字部分は、許可や営業の基準、条件にもなっているもの。

○ 屋台の規格

屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、
縦3.0メートル以内、横2.5メートル以内とすること。

○ 屋台の構造

屋台の構造は、容易に移動することができるものとすること。

○ 屋台の設備等

- ・ 上下水道の設備の整備に努めること。
- ・ 電気及び上下水道の設備を適正に維持管理し、その使用に当たっては、
歩行者等の安全な通行を妨げないこと。
- ・ 屋台の利用者等が利用するトイレの確保に自ら努めるとともに、
屋台周辺における公衆トイレの整備に協力すること。

○ 屋台営業

- ・ 屋台営業は、屋台営業者が自ら行うこと。
- ・ 営業に当たっては、安全な歩行者空間の確保及び適正な公園利用に配慮すること。

○ 屋台営業の時間

屋台営業の時間は、原則として、屋台の設置及び撤去の時間を含めて、
午後6時から翌日の午前4時までとすること。

○ 料金の明示

- ・ 飲食料金を利用者の見やすい場所に明示すること。
- ・ 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については当日の料金を、複数の料金体系がある品目についてはそれぞれの料金を明示すること。

○ 食品の取扱い

- ・ 市長が指定した種類の食品以外のものは提供しないこと。
- ・ 食品は原則提供する直前に十分に加熱して提供すること。

○ 調理作業等

- ・ 下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等の作業は、屋台内で行うこと。
- ・ 食肉類及び魚介類をさばくときは、これらを衛生的に処理することができる施設で行うものとし、屋台では行わないこと。

○ 営業時の禁止行為

- ・ 歩行者等の通行や視覚障がい者用ブロックの使用を妨げないこと。
- ・ 公共の場所に食材、器材、車両等を放置しないこと。

○ 屋台営業の終了後の措置等

- ・ 屋台の設置場所及び周辺の清掃を行い、公共の場所及び背後地を汚損しないこと。

○ 廃棄物等の処理

- ・ ごみ、廃油等は事業系ごみとして自らの責任で適正に処理し、家庭系ごみとして処理しないこと。
- ・ 汚水は油脂分を除却したうえで処理し、除却した油脂分及び天ぷら等の廃油は、専門業者に引取りを依頼する等により適正に処理すること。

2. 「原則一代限り」

- 道路使用許可、道路占用許可、公園内行為許可については、現在、許可の承継や新規参入は原則認められていない。

※ ただし、屋台営業による収入により主たる生計を立てている者（原則として屋台営業者の配偶者又は直系血族の子である相続人に限る）に限り認められている。

平成12年以降、12軒の屋台が承継を行っている。

【基本的な考え方】

- ・ 道路や公園は公共の場所であり、そこでの私的な営業などを無秩序に認めると、本来の目的（通行、憩いの場など）を果たさなくなるおそれがある。
- ・ そのため、一定の理由が認められないと、公共の場での私的な営業は原則認められない。
- ・ 現在の屋台営業者は、長い歴史の中での屋台営業より主たる生計を立てており、一定の社会慣習性が認められ、また、屋台営業が認められないと生計を立てられなくなることなども勘案して、ルールの遵守を前提に例外的に許可がなされているもの。
- ・ 屋台営業による収入で主たる生計を立てている（生計が同一である）親族等には、同様の事由が認められ、許可がなされているが、現在のところ、それ以外の者に対する承継や新規参入は、認められていないところである。

V これまでの取組みの検証 (考え方)

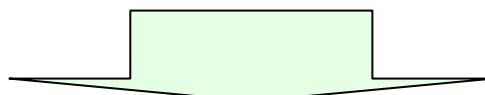
1. 検証の必要性

○基本的な考え方

- ・ 前回研究会では、屋台に関して多面的な議論がなされ、屋台の問題点や効用を整理の上、必要な施策を提言



- ・ 今回研究会で、前回と全く同じ議論をするのではなく、前回研究会での議論をもとに示された提案などについて行政や屋台営業者などが、何ができるいて、何ができるいないかを改めて検証することが妥当



- ・ そこで新たに見えてきたものを、これからよりよい屋台のあり方の議論につなげていく

【再掲】平成10年「屋台問題研究会報告書」の考え方

行政上の課題・営業上の問題点

- 道路上で営業しているにもかかわらず法的な位置づけが不明確
- 衛生水準が不十分な部分、地域環境の阻害
- 高額な料金の請求などによる観光客とのトラブル
- 負担の不公平、営業モラルの低下

など

屋台の効用(露店等との違い)

- 福岡らしさや都市の個性としての存在
- 観光資源、にぎわいづくり
- 深夜における犯罪の抑止
- 長年の組合による営業モラルの向上に向けた自主的な活動

など

-
- ◇ 一代限りの方針が示されており、一定の効用も認められるため、現時点での廃止は困難
 - ◇ 存廃の議論の前に、現時点においては、屋台営業の適正化にまず第一に取り組むことが必要

必要な施策

- 通行や地域環境を阻害している屋台の再配置
- 屋台営業の基本ルールの確立
- 屋台関連設備の改善
- 屋台営業の適正化
- 関係機関等との調整、連携強化等

→ この部分について、改めて検証する必要

2. 検証にあたっての視点

(1) 屋台の再配置

平成10年報告書の概要

- 歩行者等の安全な通行や地域環境を阻害している道路上の屋台の再配置を実施

課題への視点

- ・どの程度屋台の再配置が完了しているのか。
- ・完了していないとしたら、その課題は何か。

(2) 屋台の基本ルールの確立

平成10年報告書の概要

- 屋台営業者の守るべき事項や道路や公園の管理者の指導監督、許可及び処分(許可取り消しなど)などの基準となる「屋台指導要綱」を制定
- 県警等関係機関との連携や講習受講の義務付け

課題への視点

- ・ルールは屋台営業者に遵守されているのか。
- ・遵守されていない場合の指導の効果は十分か。

(3) 屋台関連設備等の改善

平成10年報告書の概要

- 屋台営業者の応分の負担により上下水道の整備に努める。
- 費用負担や管理等を含めた整備手法を確立した上で、トイレの整備に努める。

課題への視点

- ・上下水道やトイレの整備状況は十分か。

(4) 適正な占用料の徴収

平成10年報告書の概要

- 周辺地価や室料等を考慮した営利行為にふさわしい適切な道路の占用料を設定

課題への視点

- ・占用料は適切か。負担の不公平感はないか。

(5) 優良屋台店制度・「屋台モニター」制度の創設

平成10年報告書の概要

- 「優良屋台店制度」事業や「屋台モニター」制度を創設

課題への視点

- ・施策は実施されたか。実施にあたっての課題は何か。

VI 今後の進め方について

1. 検討いただきたい視点

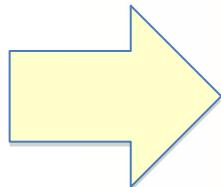
- ◆ルールの遵守や営業モラルの向上のために、屋台営業者や行政はどのような役割を果たすべきか
- ◆再配置などの必要な行政の取り組みをどのように行うか
設備や制度上の環境整備をどのように行っていくか
- ◆福岡市における屋台の意義・効用はどのようなものか
- ◆屋台の望ましいあり方とはどのようなものか
そして、今後市として屋台をどのように位置づけていくべきか

2. 今後の議論の考え方

- 市民や観光客向けのアンケート
 - ・ 前回研究会でのアンケートと比較することで、意識の変化を捉える
- 「これまでの取組みの検証」のそれぞれの項目を、より具体的に検討・検証

その他、今後の議論にあたって必要なものはあるか。

- ・ さらに情報が必要と考えられる事項
- ・ 意見を聴いた方がいいと考えられる主体
- ・ 事前に行つた方がいいと考えられる事項



2. 次回研究会について

【日時】（予定）

平成23年11月4日（金）10:00～

【場所】

※ 現在調整中

【概要（案）】

- ・ アンケートの結果について
- ・ ルールに関するより詳細な説明
(遵守状況など)